

健康運動教室のご案内

日高町では、介護予防事業として健康運動教室を開催しています。

9月から令和8年度第2回目の教室が始まります。

参加対象者は、**満年齢65歳以上で介護認定を受けていない方**です。

申込期間：8月3日(月)～7日(金)

気功を中心に脚・腰の筋力強化や体力アップを図り、運動機能の低下を予防・改善します。

また、食生活のアドバイスやコグニサイズ(運動と認知トレーニングを同時に行う取組)も行います。

期 間：9月～11月(全12回) 毎週木曜日
午前9時～午後0時30分頃

場 所：メディカル&フィットネス・アクオ
(送迎あります)

定 員：18名程度
(定員になり次第締め切ります)

内 容：気功とプールまたはジム
(コグニサイズ・栄養の講話を含む)

費 用：1回につき360円

**介護が必要な状態にならないために元気なうちから
積極的に介護予防事業に参加しましょう！**



【申込先・お問い合わせ先】 日高町地域包括支援センター(いきいき長寿課内)(TEL：63・3807)

令和8年度 国民健康保険税の税率改正について

令和8年度より「子ども・子育て支援金制度」が開始されたことに伴い、「子ども・子育て支援納付金」が新設されました。つきましては、令和8年度の税率を下表のとおり改正いたします。

国保加入者のみなさまにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

	所得割	均等割	平等割	増減
医療給付費分	6.10%	25,700円	20,000円	据え置き
後期高齢者支援金分	2.05%	8,600円	6,700円	
介護納付金分	1.70%	9,200円	4,800円	
子ども・子育て支援納付金分	0.30%	1,191円 (※1)	766円	R8より開始

※1 子ども・子育て支援分の均等割について、18歳未満の加入者は全額軽減されます。1,191円のうち、79円が「18歳以上均等割」として軽減分に充てられます。

◎モデル世帯による保険税額の増加額は次のとおりです。

世帯の状況	改正前	改正後	差額	増加率
41歳世帯主+38歳配偶者 +18歳未満の子ども2人				
世帯主の所得 270万円 配偶者の所得 50万円 ※基礎控除額 43万円	407,000円	417,100円	+10,100円	+2.48%



詳しくはこちら

【お問い合わせ先】 税務課(TEL：63・3802)

令和 8 年度

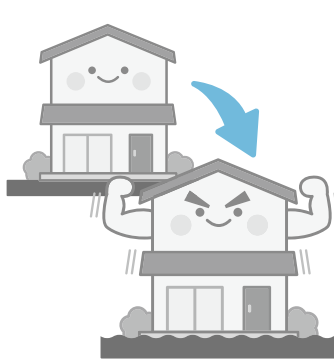
固定資産税に関する各種減額制度を紹介します

住宅改修による固定資産税の減額

※この制度による減額は1戸につき各制度1度しか受けることができません

申告手続き

工事完了後3か月以内に、改修工事内容が確認できる書類等を添付のうえ税務課へ申告してください。

耐震改修	バリアフリー改修	省エネ改修
対象住宅の要件 ・昭和57年1月1日以前に建築された住宅 (併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上であること) ・令和13年3月31日までに耐震改修が完了した住宅 ・現行の耐震基準に適合する改修工事であること ・耐震改修工事費が50万円を超えるもの 減額される範囲と税額 改修工事を行った住宅の固定資産税の2分の1 (長期優良住宅の場合は3分の2) ※1戸あたり床面積120㎡に相当する税額が限度 減額される期間 改修工事が終了した翌年度分のみ ※通行障害既存耐震不適格建築物に該当する住宅は、改修工事が終了した翌2年度分 その他 新築住宅の減額やバリアフリー・省エネ改修工事による減額と同時に適用はできません 	対象住宅の要件 ・新築された日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く) (併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上であること) ・改修後の住宅の床面積40㎡～240㎡ 対象住宅の居住者要件 次のいずれかに該当する方 ・65歳以上の方 ・要介護認定または要支援認定を受けている方 ・障がいのある方 改修工事の要件 令和13年3月31日までの間に以下のバリアフリー改修工事を行い、補助金や介護保険からの給付金を除いた自己負担額が50万円を超えるもの 改修工事の内容 廊下の拡幅、階段の勾配緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め化など 減額される範囲と税額 改修工事を行った住宅の固定資産税の3分の1 ※1戸あたり床面積100㎡に相当する税額が限度 減額される期間 改修工事が終了した翌年度分のみ その他 新築住宅の減額や、耐震改修工事による減額と同時に適用はできません ただし、省エネ改修工事による減額との同時適用は可能です 	対象住宅の要件 ・平成26年4月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く) ・令和13年3月31日までに次に掲げる①を含む省エネ改修工事が完了した住宅 ①窓の断熱改修工事(必須) ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④外壁の断熱改修工事 ※改修部分が、いずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること ・省エネ改修工事に要した費用が、補助金などを除き60万円を超えるもの ※断熱改修に係る工事費が50万円を超え、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器または太陽熱利用システムの設置工事費用と合わせて60万円を超えるものを含む ・改修後の住宅の床面積40㎡～240㎡ 減額される範囲と税額 改修工事を行った住宅の固定資産税の3分の1 (長期優良住宅の場合は3分の2) ※1戸あたり床面積120㎡に相当する税額が限度 減額される期間 改修工事が終了した翌年度分のみ その他 新築住宅の減額や、耐震改修工事による減額と同時に適用はできません ただし、バリアフリー改修工事による減額との同時適用は可能です 

【お問い合わせ先】 税務課(TEL: 63・3802)